

文教厚生常任委員会活動レポート

開催日：令和7年1月22日(水)

開催場所：1・2号委員会室

町立病院

1. 町立病院の管理運営について

令和6年12月末の経営状況報告がありました。昨年4月から12月まで9ヶ月間の診療収入を令和5年度と比較すると、2,282千円の減額となりましたが、10月からの診療収入が昨年度と比較して増額しているため、今後の経営状況を注視していきます。

年度 (4月～12月)	患者数(人)		診療収入(千円)		
	外来	入院	外来	入院	合計
令和5年度	14,071	3,367	1,182,578	1,375,408	2,557,986
令和6年度	14,388	3,497	1,144,777	1,410,927	2,555,704

【主な質疑】

委員：精神科診療体制の見込みは？

担当：現在の週1回出張医師確保を基本に、脳神経外科、石田病院などと連携を図り、認知症対策、狩猟免許更新に要する診断書等、影響がないように努力します。

委員：インフルエンザ予防接種で従来の「流行前に接種を」から「流行中でも遅くないので接種を」に変化している理由は？

担当：予防の他に重症化防止の効果があるためです。

町民生活部

1. 住民生活・環境衛生事業について

(1) 中標津町外2町葬斎組合火葬場使用料改定について

現在の白樺斎場は2015年(平成27年)に移転新築してから10年間使用料金が据置で、近年の光熱水費や人件費の高騰を受け、他市町村の使用料金を参考に料金改定を予定している。料金改定は現在の1体あたりの経費約100,000円の25%(基本的な手数料の受益者負担率)として下記のとおり料金設定を行いたいとの説明がありました。

区分	現在使用料(円)		改定案(円)	
	組合住民	以外	組合住民	以外
12歳以上(1体)	12,000	19,200	25,000	100,000
12歳未満(1体)	9,000	14,400	19,000	76,000
胞衣産わい物等(1件)	1,200	1,920	3,000	12,000

※組合以外の住民は現在1.6倍、改定案では4.0倍となる。

【主な質疑】

委員：受益者負担のルールを25%としていますが、町民生活部が所管しているごみ処理料金やし尿処理手数料など他の公共料金(手数料等)に影響は？

担当：他の公共料金も25%の受益者負担金を踏襲し、ごみ料金は広域連合、し尿処理は一部事務組合で今後検討していくことになります。

委員：新たな使用料が現行の2倍になっていますが、受益者負担金算定根拠の火葬場

運営経費が2倍になったと考えて良いのですか？

担当：10年前の運営経費は「旧火葬場」を参考に約14%の受益者負担金を設定していましたが、今回の改定は「現在の火葬場」における運営経費で試算したために大幅な増額となります。

(2) 根室北部衛生組合し尿等の受入に関する住民説明会の結果について

現在稼働している標津町茶志骨し尿処理浄化センターの老朽化に伴い、根室北部衛生組合の3町（中標津町・標津町・羅臼町）のし尿等を中標津町下水終末処理場に搬入し共同処理運営を行う計画を進めるため、事業計画と搬入路線について明生地区（約550戸）住民説明会開催の結果報告がありました。

開催日 令和6年10月6日（日）

13時30分～参加者13人・19時00分～参加者3人

後日、個別問合わせについて2件ほど説明を実施。

住民説明会で反対意見はなく、搬入路線（ルート）の確認もとれたため、地域の同意を得たものとして、下水道広域化推進総合事業として手続きを進めていきたいとの説明がありました。

【主な質疑】

委員：事前に明生町内会役員と協議しているようですが、明生町内会の加入率は何%ですか？また、説明会案内文書には事業概要等の記載または添付は？

担当：町内会加入率は約30%で159戸、ポストインした案内文書には事業経過と事業概要を文章で、さらに搬入路線は路線図を添付しています。

委員：説明会が町内会役員不在の16名出席で「地域の同意を得た」と考えるのは少し無理があると思います。特に町内会未加入者に対し、今後事業説明する機会が必要では？

担当：明生地区の全ての住民に対し「同意を得た」とは考えていません。事業を進めるうえで個別の問合わせ等には丁寧に説明し同意を得たいと考えます。

2. 地域福祉・障がい者支援事業について

（仮称）中標津町手話言語条例について

令和5年8月に一般社団法人釧路聴力障害者協会根北支部・中標津手話の会・北海道手話通訳問題研究会道東支部根室班の3団体から要望書が提出されました。

また、令和6年度町長の施政方針では「手話は言語であるとの考えのもと、手話言語への理解と普及啓発に努めるとともに、手話言語条例の制定に向けた検討を進めてまいります」との意思表示があり、その後「中標津町手話言語を考える懇談会」が設置され、4回開催した懇談会の内容説明がありました。

【主な質疑】

委員：条例制定後は、例えば総理記者会見時のように町長の動画メッセージ等には手話通訳が必須となりますか？具体的な効果は？

担当：今後の懇談会で詳細を協議されますが、「言語」としての理解が重要と思います。

委員：条例制定の目標期日は？

担当：パブリックコメントを経て、令和7年9月定例会で条例案上程を目指します。